

1. 平和維持活動への参加 教科書第 11 章 III 1

参考：現行の[国際平和協力法](#)

日本の議論の出発点 憲法との整合性

- 1980 年[質問主意書・答弁](#)（二の 3）
 - 「当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」
- 1990 年政府統一見解 [1990 年 10 月 26 日衆議院特別委員会](#)

「PKF 本体業務」

- 1992 年 [国際平和協力法](#)制定 附則 2 条 「本体業務」の除外
- 2001 年 [国際平和協力法改正](#) 附則 2 条削除
 - 「ただし……防護任務は含まれていない」（教科書 652 頁）
 - たとえば前回触れた UNTAET（[安保理決議 1272](#)）を考えるとどうか？
- 2016 年 [国際平和協力法改正（自衛隊法等の一部を改正する法律 2 条）](#)
 - 3 条 3 号に「ト」を追加
 - ◇ この「警護」は憲法上どのように説明されるのか？
 - 3 条 2 号の追加
 - ◇ 「別表第一に掲げる国際機関」
 - ◇ [2015 年 8 月 19 日参議院特別委員会](#)
 - ◇ アジアでは？

「駆けつけ警護」

- [2007 年 10 月 5 日参議院本会議](#) 「現行法上」認められていないとの認識
- [2014 年 5 月 15 日参議院外交防衛委員会](#) 憲法上許されないとの認識
- 2015 年[国際平和協力法改正（自衛隊法等の一部を改正する法律 2 条）](#)
 - 3 条 5 号に「ラ」を追加
 - 憲法上はどう説明されるのか？

「ずれがあっても法的に問題があるわけではないが、2 つの基準が整合的に解釈・適用されることが実践的には望ましい」（教科書 656 頁） →どういう意味で「望ましい」？

「武器輸出三原則」教科書 182-183 頁

- 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への[日本の参加](#)
- [韓国部隊への弾薬の提供](#) (2013 年)
- 武器輸出三原則に違反する？ [内閣官房長官談話](#)
- 防衛装備移転三原則 →教科書

2. 多国籍軍型軍事活動への参加問題 教科書第 11 章 III 2

「一体化」

- 1990 年政府統一見解 (上記)
- 「一体化」とは [1997 年 2 月 13 日衆議院予算委員会](#)
- 国際法上の概念ではない [1999 年 2 月 10 日衆議院外務委員会](#)
 - 2014 年閣議決定 (教科書 653 頁注 149)
 - ◇ [和文](#) PDF3 枚目に「武力の行使との一体化」
 - ◇ [英文](#) PDF3 枚目末尾から次のページにかけて
- [イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置](#)
 - 「一体化」？ 2004 年[質問主意書・答弁 \(6 月 29 日\)](#)
 - 2008 年名古屋高裁 教科書 662 頁注 169
 - ◇ 「この判決について政府として納得できる内容ではない」[外務副大臣](#)
- 2015 年[国際平和支援法](#) 2 条 2 項